

鳥取市花と木のまつり実行委員会事業運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市花と木のまつり実行委員会事業運営補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、「花のまつり」及び「木のまつり」の事業運営を助成することで、市民の主体的参加による花と緑のある豊かな街づくりを図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者は、花と木のまつり実行委員会（以下、「実行委員会」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業は、実行委員会が実施する「花のまつり」、「木のまつり」の開催及びこれに係る実行委員会の運営事業とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象事業に必要な経費の額から補助金、負担金等の特定財源（本補助金を除く。）を控除した額に10分の10を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、補助金額の増額を伴う変更以外の変更とする。

(着手届の提出)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の完了、中止または廃止の日から30日を経過する日までに提出しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月23日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。